

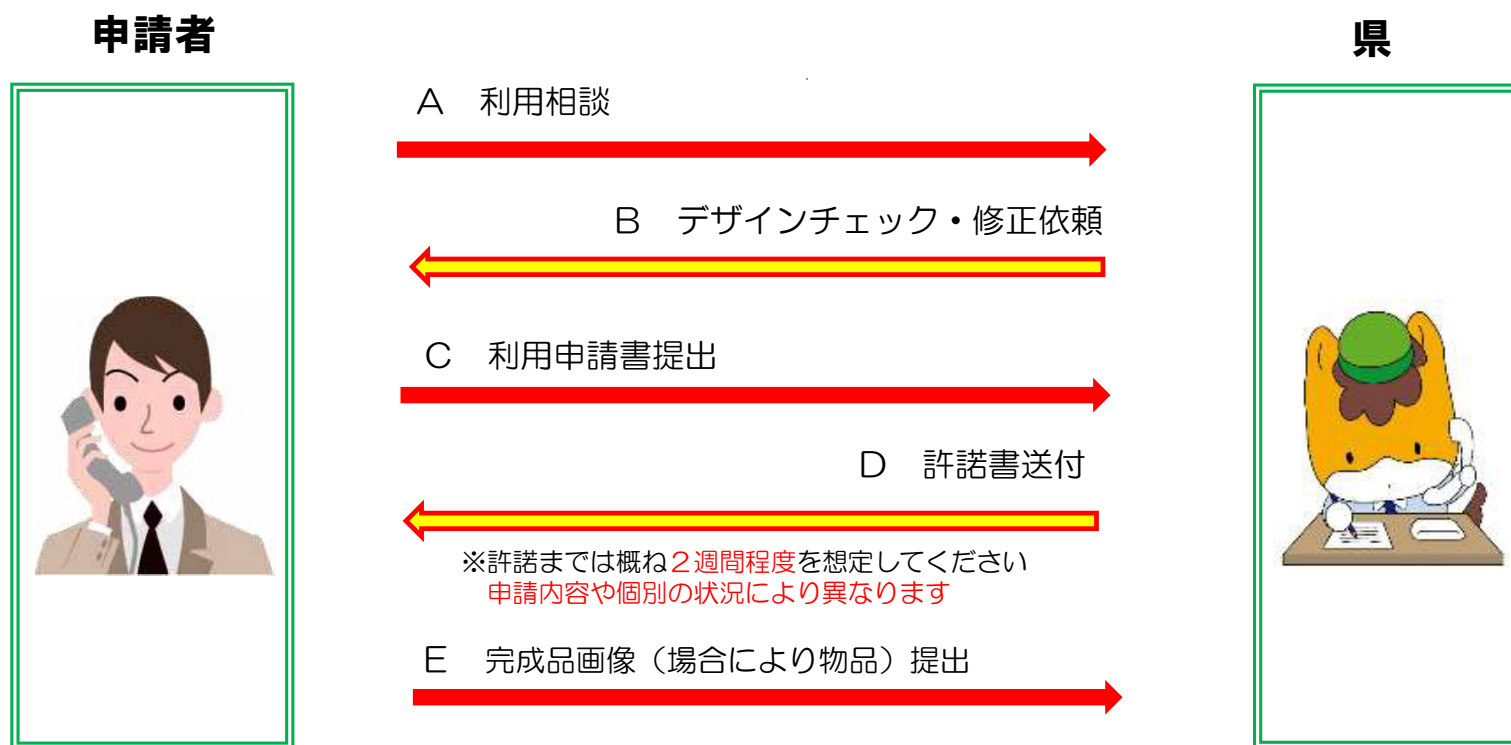
「ぐんまちゃん」 利用の手引き



群馬県

1 申請手続きについて

① 利用手続きの流れ



デザインの利用料は無料です

<注意事項>

- ◆ぐんまちゃんのイラストは、群馬県HPからダウンロードできます。
- ◆ダウンロードしたイラストをそのまま利用する場合でも、レイアウトや使用方法などを審査します。申請書にデザイン案を添付してご提出ください。
- ◆デザイン修正を求められることがありますので、申請書提出前にデザイン確認を済ませておくことで申請がスムーズに行えます。
- ◆ぐんまちゃんにオリジナルの衣装を着せたり、ポーズを変えるなどデザインを変更して使用する場合には、デザインチェックが必要です。必ず事前にご相談ください。
- ◆手続きが済みましたら許諾書を送付します。
- ◆利用物件が完成したら、完成品の写真（場合により実物）を提出してください。

<利用申請手続きを省略できる場合>

- ◆群馬県の機関に事務局を置く団体が利用する場合
- ◆群馬県内の学校等が教育の目的で利用する場合
- ◆報道機関が報道の目的で利用する場合
- ◆テレビ若しくはインターネットの番組又は新聞若しくは雑誌の紙面等の制作者が、報道目的以外の放送又は記事等に利用する場合で、群馬県のPRに資すると認めた場合
- ◆県の機関として「ぐんまちゃん」が出動するイベント等の主催者が、イベント等の告知物又は記録物を作成する場合

※デザインの事前確認は必要です。

※群馬県HPに掲載されているデザイン以外を使用したい場合にはご相談ください。



ご相談は…

広報課ぐんまイメージアップ推進室

電話：027-226-2315

メール：gunmachan@pref.gunma.lg.jp

② 申請に必要な書類

「ぐんまちゃん」のデザインを利用される場合には、利用申請が必要です。

次の書類を提出してください。

◆利用申請書(別記様式第1号)

◆利用する物件の見本(見本、レイアウト、原稿など)

◆会社概要など申請者の事業内容がわかるもの

※個人の場合は不要です

◆役員名簿(氏名、ふりがな、生年月日、性別、住所)

※個人の場合は不要です

申請書は、群馬県のホームページからダウンロードできます

群馬県ホームページ > 「群馬県のマスコットぐんまちゃん」 > 「デザイン利用申請」
<http://www.pref.gunma.jp/01/b0110160.html>

FAXでもお送りできますので広報課ぐんまイメージアップ推進室までご連絡ください
TEL 027-226-2315

③ 申請書類の提出先

申請書、添付書類を揃え、下記まで郵送またはご持参ください。

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1
群馬県 総務部 広報課 ぐんまイメージアップ推進室



④ 完成品の送付

商品など利用物件が完成したら、完成品の写真(場合により実物)を提出してください。

⑤ 利用期間

利用期間は、最長で2年間です。
利用期間満了後、引き続き利用する場合には更新申請(別記様式第2号)を行ってください。
その場合の利用期間も、最長で2年間です。
(宣伝チラシ等は、原則その都度ご申請いただきます。)

⑥ 「ぐんまちゃん」の名称と利用許諾番号の表記

利用許諾を受けた物件には、名称と許諾番号を表記してください。

原則：群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」 許諾第〇〇-〇〇〇〇〇〇号

ぐんまちゃん 〇〇-〇〇〇〇〇〇

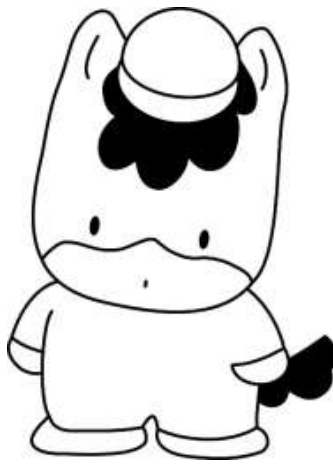
Gunma-chan 〇〇-〇〇〇〇〇〇

} ぐんまちゃんグッズ等の商品にはこちらも可

例)



群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」
許諾第27-011234号



Gunma-chan
27-011234

- ・名称と許諾番号は、イラストの近くに表記してください。
- ・名称と許諾番号を、ぐんまちゃんのイラストに被せて表記してはいけません。
- ・名称表記について、正式には“群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」”です。ポスターやチラシ、名刺、ホームページなどにお使いいただく場合には企業や団体等のキャラクターと誤解されないよう正式名称で表記してください。
- ・商品の性質上、直接表記できない（ケーキや、ぬいぐるみなど）場合には、タグやパッケージ等に表記してください。

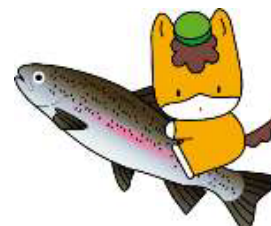
⑦ 留意事項

- ◆「ぐんまちゃん」の利用に際しては、群馬県のイメージアップに繋がる利用を行ってください。
- ◆利用許諾は、イラストではなく物件に対して行います。申請した物件以外にご利用になる場合には別途利用申請(物件によっては変更申請)をしてください。
- ◆「ぐんまちゃん」を展開または応用利用したデザインを作成した場合も、その著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は群馬県に帰属します。
- ◆県が実施する売り上げ額調査やその他の照会にご協力ください。
- ◆「ぐんまちゃん」の利用許諾物件に関し、苦情が生じた場合は、利用者の責務において適切に対応してください。
- ◆適切な利用が行われていない場合には、許諾を取り消すことがあります。その場合、群馬県はその損失の補償の責めは負いません。また、利用者が「ぐんまちゃん」の利用によって第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償、損失の補償を求められた場合も、群馬県は責任の一切を負いません。
- ◆「ぐんまちゃん」の適正な利用と、広く利用促進を図る観点から、利用許諾の状況及び利用の取消し状況について、情報を公開することがあります。

⑧ 群馬県のイメージアップに繋がる「ぐんまちゃん」デザインの利用

◆群馬県のイメージアップに繋がる利用の一例は次のとおりです。

・「ぐんまちゃん」に群馬県の特産品を持たせる。



- ・焼きまんじゅう
- ・だるま
- ・バラ
- ・いちご
- ・ギンヒカリ

等

・「ぐんまちゃん」のイラスト付近に特産品や観光地等の画像を合わせる



・湿原



・富岡製糸場



・温泉

・群馬のPRに繋がるようなキャッチコピーを付ける。

「群馬は〇〇の名産地」、「群馬県産〇〇を使用」

「群馬の〇〇は日本一」

「ぐんま大好き」

「ぐんまが一番」

・その他、創意工夫を凝らした利用により、群馬のイメージアップに繋げてください。

⑨ 許諾できない場合

- ◆法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- ◆群馬県の信用又は品位を害するものと認められる場合
- ◆「ぐんまちゃん」のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- ◆特定の個人、法人、団体を支援し、もしくは支援又は公認しているような誤解を与えるおそれがあると認められる場合
- ◆特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合
- ◆「ぐんまちゃん」を利用することにより、誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- ◆申請者が、暴力団員等であることが判明した場合
- ◆風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同 条第1項第8号に規定する営業を除く。)に規定する営業又はその広告等に利用される場合



※ その他、この手引きやQ&Aに基づくデザイン修正指示にご対応いただけない場合は、許諾できません。

⑩ 利用中の内容の変更

利用許諾を受けた内容を変更する場合には、変更申請をしてください。(別記様式第3号)

- ◆ 利用方法を変更したい
- ◆ 法人の代表者、所在地等が変更となった
- ◆ デザインを変更(追加)したい
- ◆ 許諾を受けている商品のPOP等宣伝物を追加したい
- ◆ 小売単価、小売数量を変更したい
- ◆ 利用期間を延長したい(申請時に設定が可能な2年の範囲内)



※許諾済みの物件と別の物件で利用する場合には新規申請が必要です。

◎ 変更申請と更新申請による期間延長の違いの例

平成27年10月1日から平成28年9月30日までの1年間で新規申請。



平成28年9月以降も利用を継続したい。



新規申請時に設定できた平成29年9月30日までの間の延長については変更申請で対応。



平成29年9月30日以降も継続して利用する場合は、今度は更新申請で対応。

2 デザインについて



ぐんまちゃんのデザインは
群馬県ホームページからダウンロードできます
「群馬県のマスコットぐんまちゃん」>「デザインいろいろ」
<http://www.pref.gunma.jp/01/b0110209.html>

① 色の指定

「ぐんまちゃん」には指定色がありますので遵守してください

指定色、モノクロ、単色での利用となります

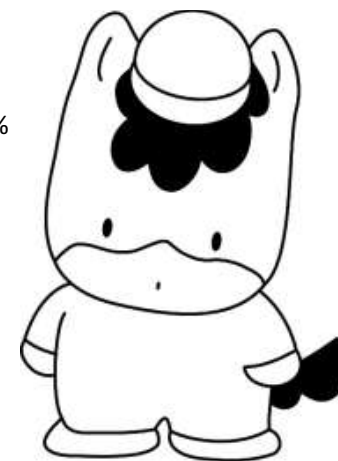


カラー指定色

帽子本体	Y100%、C60%、BL10%
帽子ひさし	Y100%、C80%、BL20%
顔・胴	M40%、Y100%
たてがみ・しっぽ	C60%、M80%、Y80%、BL10%
口	M100%、Y100%
目、線	BL100%

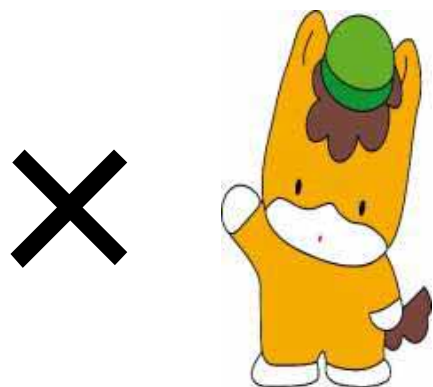
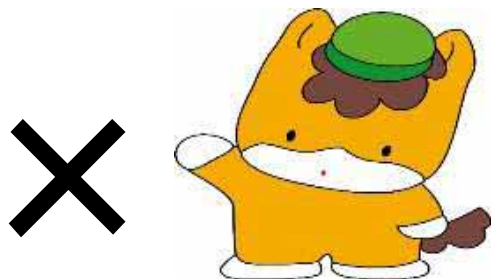
モノクロ指定色

帽子本体	BL40%
帽子ひさし	BL60%
顔・胴	BL30%
たてがみ・しっぽ	BL80%
口、目、線	BL100%

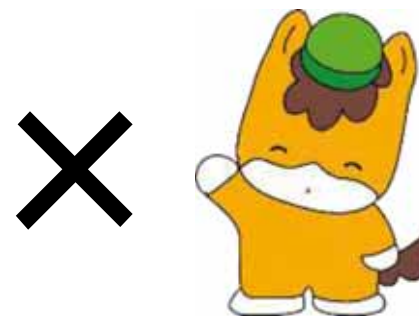
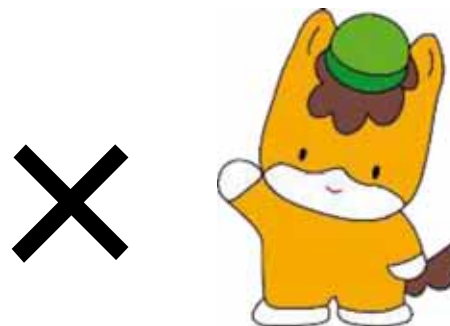


② 縮尺や表情の改変はNG

「ぐんまちゃん」の縮尺を
変更することはできません。



「ぐんまちゃん」の口を開
けたり表情を変えることは
できません。



③ 「ぐんまちゃん」利用上の注意

ぐんまちゃんのプロフィール

●年齢	7歳	●モチーフ	ポニー
●性別	なし	●特技	変身

◆「ぐんまちゃん」は群馬県のマスコットです。他の法人・団体等のマスコットと誤解されるような利用はできません。

◆「ぐんまちゃん」のイメージを損なうような利用はできません。

◆デザインの統一性を図るため、手書きでの利用はできません。

◆ポーズを変えたり、衣装を着せたりすることは可能ですが、デザインの統一性を図るため、必ず事前にご相談ください。

◆着ぐるみ写真は、当利用の手引きに掲載されている画像のみ利用可能です。

◆デザインの詳細について、要領、手引き、Q&Aに基づいて修正指示があった場合は、それに従ってください。

④ 「ぐんまちゃん」デザイン利用における禁止事項1

◆ イベント等で撮影した、ぐんまちゃん(着ぐるみ)のスナップ写真等は利用できません。

◆ 特定の企業及び商品等を公認、推奨するかのような利用はできません。

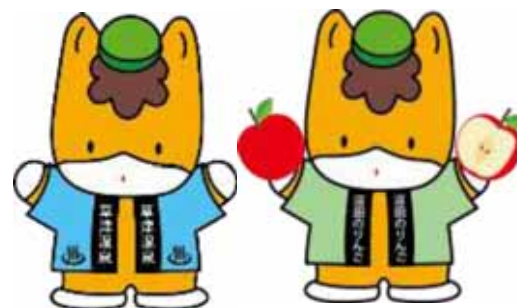
・「ぐんまちゃん」に特定の法人名や法人ロゴ等が入った衣装を着せてはいけません(県内に拠点を置くプロスポーツチーム等には、地域振興に大きく寄与することからロゴを保持したデザインの利用を認めることがあります)。

NG



・法人名の入った衣装は着させられません。
・法人のエンブレム等が付いた衣装は着させられません。

OK



・観光地等の地域名や地域の特産品等の名称が入った衣装は着させられます。(一軒宿の温泉地名等は使えない場合があります。)

・「ぐんまちゃん」に特定の商品を持たせてはいけません(一般的なものはOK)。

NG



・特定の商品を持たせることはせきません。(商品名の記載がない缶ジュースであればOK)

OK



④ 「ぐんまちゃん」デザイン利用における禁止事項2

◆「ぐんまちゃん」が推奨しているような商品名称は使えません。

・NG 「ぐんまちゃんの牛乳」 → OK 「ぐんまちゃん牛乳」

・NG 「ぐんまちゃんも大好きなクッキー」 → OK 「ぐんまちゃんクッキー」

・すでに利用されている商品名称及び同一デザイン商品での利用は、不正競争防止法に違反する可能性があります。(県では、名称、デザインの重複までは審査しないため、事前によくご確認ください。)

◆「ぐんまちゃん」の設定やイメージに適さない表現はできません

・「ぐんまちゃん」のかわいらしさを守っていただくため、乱暴な動きや怒りの表現などはNG

・7歳なのでお酒を飲む、たばこを吸うなど法令等に違反する行為はNG

・ぐんまちゃんは性別がないため、一人称は「ぐんまちゃん」です。(「ぼく」や「わたし」はNG)

④ 「ぐんまちゃん」デザイン利用における禁止事項3

◆独自の設定や性格付けをすることはできません。

- ・NG ○○が大好きな「ぐんまちゃん」、毎日○○している「ぐんまちゃん」 など
- ・NG 寂しがりな「ぐんまちゃん」、飽きっぽい「ぐんまちゃん」 など

◆「ぐんまちゃん」に吹き出しをつけて喋らせることはできません(思い浮かべてる風な吹き出しはOK)。

NG



OK



・上記右側のような吹き出しで表現できるのは、一般的な標語だったり、群馬県のPRに繋がるような表現に限定されます。特定の人、商品、団体、思想等を推奨するような表現は使えません。また、「ぐんまちゃん」のイメージに合わないようなネガティブな表現も使用できません。

④ 「ぐんまちゃん」デザイン利用における禁止事項4

◆「ぐんまちゃん」は1体しかいないため、人格を持つ複数の「ぐんまちゃん」が存在するかのような利用方法はできません(総柄(全体に模様がつけられているもの)やランダム配置はOK)。

NG



・男の子と女の子の異なるキャラクターがいるかのような誤解を招く表現はできません(ぐんまちゃんには性別がないため、男女の区別なく様々な衣装で変身しています)。

・ボールのやり取りなど、それぞれに役割を持たせた複数配置はできません。

◆「ぐんまちゃん」の顔に過度の装飾をすることはできません。また、顔部分には他のデザインを被せないでください。

NG



・顔を隠すような装飾はできません。

・複数のキャラを並べる場合、顔には被らないよう配置してください。

OK



・デザイン上、持ち物等が一部顔にかかるのはOK。

ただし、極端に顔が隠れてしまう場合等は、デザインを見直していただくことがあります。

④ 「ぐんまちゃん」デザイン利用における禁止事項5

◆トリミングで体の一部が切れていても問題ありませんが、顔は全て出してください(ごく一部が切れているものは、許諾する場合があります)。

NG



・顔は原則全て表示してください。(体の見切れはOK)

OK



・ごく一部が見切れてるものは許諾することもあります。その判断については、県の決定に従ってください。

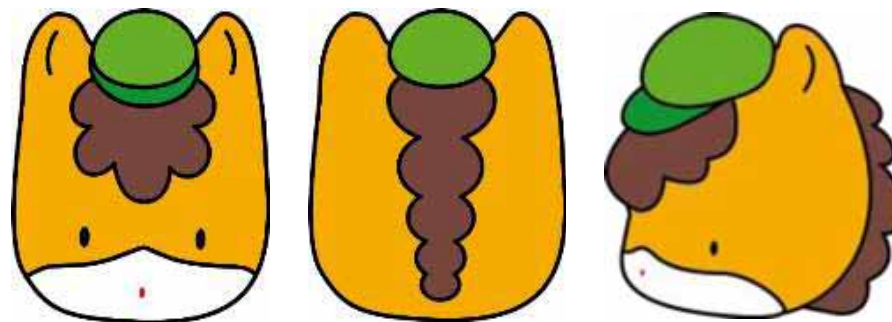
◆角度を付けた「ぐんまちゃん」の顔は原則利用できません。正面、後ろ、横からの顔のみをご利用ください。

NG



・正面、後ろ、横以外の、角度を付けたぐんまちゃんの顔は原則利用できません。

OK



④ 「ぐんまちゃん」デザイン利用における禁止事項6

◆他のキャラクターと並べて利用することは可能ですが、握手をしたり抱きあったりするような利用はできません。

NG



・通常のデザイン利用許諾では、他キャラとぐんまちゃんが手をつなぐ等の演出はできません。横に並べることは可能です。ただし、県として、正式に事業協力している場合には、他キャラと手をつなぐ等の演出をすることがあります。

◆商品貼付用のシール等は、用途を限定できないデザインでは許諾できません。

NG



・商品貼付用のシールで利用する場合、用途を問わず何にでも貼れてしまうようなデザインでは、許諾できません。

OK



・例えば、きゅうりの袋に貼付する場合、利用用途が制限できるデザインにしてください。名称表記と番号表記も必要です。

◆その他、この手引きやQ&Aに記載されていない内容でも、「ぐんまちゃん」のイメージ保持のため県から修正指示があった場合には、それに従ってください。

⑤ 利用可能な「ぐんまちゃん」の着ぐるみ画像

◆利用申請で許諾できる「ぐんまちゃん」の着ぐるみ画像は次のとおりです。

・ベスト①



・ベスト②



・温泉はっぴ



・野菜はっぴ



・富岡製糸場工女



※解像度の高い画像をご希望の方は、ぐんまイメージアップ推進室にお問い合わせください。



群馬県総務部広報課
ぐんまイメージアップ推進室

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

TEL 027-226-2315 FAX 027-243-3600

E-MAIL gunmачan@pref.gunma.lg.jp